

新地方公会計制度の概要

1. 統一的な基準の特徴

会計処理方法として民間企業会計と同様の複式簿記や発生主義会計を導入するとともに、現存するすべての固定資産を洗い出し、固定資産台帳を整備することで、現金取引に加えて、ストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）及びフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）を網羅的かつ公正価値で把握できます。

2. 対象となる会計の範囲

(1) 一般会計等 財務書類

一般会計に加え、町営牧場特別会計を対象としています。

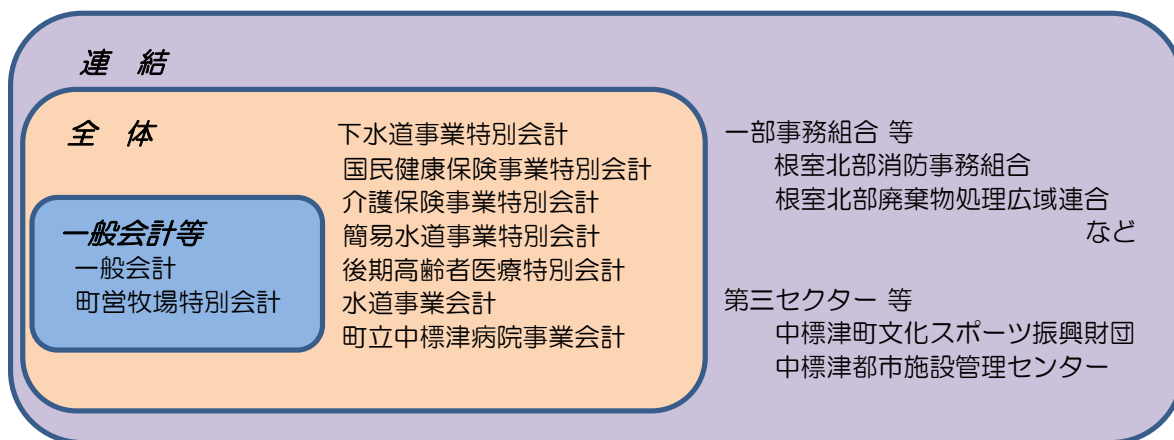
(2) 全体 財務書類

一般会計等に加え、特別会計及び公営企業会計を対象としています。

(3) 連結 財務書類

町全体の財務書類に加え、当町と関係する一部組合・広域連合などを対象としています。

会計区分の範囲



3. 財務書類4表について

(1) 貸借対照表（BS）

基準日時点における町の財政状態（資産・負債・純資産残高）を明らかにすることを目的として作成しています。

貸借対照表（イメージ）

借方	貸方
資産	負債
	純資産

資産： 土地・建物、現金、基金などの保有資産状況

負債： これからの世代の負担となるもの

純資産： これまでの世代が負担してきた部分

資産＝負債＋純資産という左右のバランスが取れた表となります。

(2) 行政コスト計算書 (PL)

会計期間中の行政活動の内、人的サービスや各種給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスに伴うコストを明らかにするものです。
現金の支払いを伴わない費用（減価償却費など）についても計上しています。

(3) 純資産変動計算書 (NW)

純資産（過去の世代や国・道が負担した将来返済しなくてよい財産）が会計期間中にどのように増減したかを区分して表示しています。

(4) 資金収支計算書 (CF)

会計期間中の資金の流れを明らかにするもので、性質の異なる3つの活動（経常的収支、資本的収支、財務的収支）に分けて表示します。

(5) 財務4表の相関関係

